

2. 特殊輸入割当

特殊事由による貨物の輸入について

輸入注意事項55第90号 (55.12.11)

- 改正①輸入注意事項55第91号 (55.12.18) ②輸入注意事項10第8号 (10.3.4)
 ③輸入注意事項12第12号 (12.3.31) ④輸入注意事項12第32号 (12.4.27)
 ⑤輸入注意事項12第86号 (12.12.26) ⑥輸入注意事項13第16号 (13.5.31)
 ⑦輸入注意事項13第44号 (13.9.28) ⑧輸入注意事項15第8号 (15.2.3)
 ⑨輸入注意事項16第29号 (16.12.24) ⑩輸入注意事項17第15号 (17.7.1)
 ⑪輸入注意事項17第29号 (17.7.25) ⑫輸入注意事項17第57号 (17.12.9)
 ⑬輸入注意事項18第7号 (18.3.27) ⑭輸入注意事項19第21号 (19.3.6)

輸入貿易管理令の一部を改正する政令 (昭和55年政令第285号) の施行に伴い、特殊事由による貨物の輸入については、次のとおり取扱います。

記

1 対象貨物 ①⑩

輸入公表 (昭和41年4月通商産業省告示第170号) 一の第1の表に掲げる貨物であつて次のような特殊事由により、無償で輸入する貨物。

- (1) 試験研究用及び商品見本に用いる貨物であつて転売が行われない貨物。
- (2) 商品クレーム等に基づく代替貨物。
- (3) 使用目的達成後、荷送人に積戻す貨物。
- (4) その他特殊事由による貨物。

2 書面申請手続 ②③⑤⑥⑩⑭

(1) 申請先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(2) 申請期間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から3時30分まで

(3) 申請書類

- ① 申請書 別表T2010によるもの 2通
- ② 申請理由書 別紙様式によるもの 1通
- ③ インボイス、船積書類、輸入の相手方との往復書簡等申請内容を証するに足る書類
 なお、貨物船積前の場合、インボイス、船積書類等を提出出来ないことについて
 止むを得ない事由がある場合には、荷送人からの書簡 (商品名、数量、金額、船積
 期日等が明記されているもの。) をもってこれに代えることができます。
- ④ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがあり

ます。

3 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請の
等③④⑤⑦⑧⑨⑫⑭

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行って下さい。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、
返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと）、委任状（法人代表以外
の申請者の場合）、（外国法人、外国人の場合は登記簿謄本、住民票にかえて、所在
の証明できる書類）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD
（3.5inch、2HD、1.44MBフロッピーディスクのもの）

② 郵送先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12
号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めると
ころによります。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の
2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）
に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当申請様式」に記載すべき事項を規則
第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装
置」という。）から入力して下さい。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用して下さい。

- イ ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア
- ロ テキストエディタ
- ハ XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用して下さい。
インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

農水産室割当品目 ⑬⑭

追

⑮

品目	品目コード
おり・さんま・貝柱及び煮干し	GF
たら	CO

いわし	SA
たらの卵	PR
いか	CS
干しのり	SDL
無糖の味付けのり	SL
のりの調製品 (無糖の味付けのりを除く。)	LP
ばら干しのおのり及びひとえぐさ	GL
ほたて貝	SP
あじ	HM
さば	MA
水産物	KF
すけそうだら	AP
こんぶ	ST
太平洋種にしん	PH
にしん (太平洋種にしんを除く。)	AH
干しするめ	DCS
こんぶ調製品	STP

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間 (申請データが到着した場合)、到着確認シートが返信されます。)

(8) 添付書類

① 2の(3)の②及び③に同じ。

② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号 (電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。) の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類 (以下「原本証明書」という。)

③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書 (様式自由。規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合に限る。)

④ 上記書類のスキヤナ等により取り取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状 (以下「送り状」という。) を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口^⑮に郵送又は提出して下さい。

⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

jpeg、jpg、gif、pdf、txt、htm、html、xml

- ⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とします。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出して下さい。
- ⑦ ④及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求められます。
- ⑨ 本輸入注意事項による電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された輸入割当てについては、あらかじめ規則別表第2で定める輸入割当て証明書の交付を受けた後に、税関において当該輸入割当てに係る承認申請を行って下さい。
- ⑩ その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照して下さい。

(別紙) ②⑤

申請理由書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名

代表者記名押印又は署名

住 所

電話番号

輸入注意事項55第90号に基づき、特殊事由による貨物の輸入について下記のように申請
します。

記

- (1) 商品名及び関税率表の番号
- (2) 数量及び金額
- (3) 取引の相手先
- (4) 原産地及び船積港
- (5) 申請の理由及び目的